

平成 26 年度第 2 回子ども・子育て支援事業計画策定部会

日時：平成 26 年 7 月 24 日（木）午後 7 時～

場所：八尾市役所 本館 8 階 第 2 委員会室

出席者：委員 8 人、事務局（関係課含む）

議題

1 案件

- (1) 教育・保育給付等の圏域別見込み量の検討について
- (2) 教育・保育給付等の確保方策の検討について
- (3) 子ども・子育て支援新制度における各種基準等について
- (4) その他

開会

事務局

会議は公開となっており、市民が傍聴できること、会議録作成のために会議を録音することを確認。

欠席委員について説明。

案件（1）教育・保育給付等の圏域別見込み量の検討について

座長

案件（1）について事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料 1 「教育・保育給付等の圏域別見込み量について」をご覧ください。

まず、1 ページの「教育・保育給付にかかる各圏域における希望率」でございますが、4 つの圏域ごとの教育・保育給付の見込み量を積算するために、市域全体の見込み量算出の際と同様、ニーズ調査の結果を基礎として、各圏域に居住する対象児童に対する認定区分ごとの希望率を記載しております。

各圏域の状況を見ますと、西部、東部では、3 歳以上の子どものうち、保育を希望される 2 号認定の希望率が高い傾向にある一方で、中部、南部では、教育の標準時間を希望される 1 号認定の希望率が高くなっています。また、2 号認定のうち学校教育の利用意向が強い区分では、西部と南部で高い傾向となっています。3 号認定については、0 歳では、西部が最も高く、1・2 歳では、中部が最も高い状況となっています。

これらの比率から求められた、圏域ごとの平成 27 年度から平成 31 年度までの見込み量については、3 ページと 4 ページに記載しております。

次に、5ページの「地域子ども・子育て支援事業にかかる各圏域の見込み量」でございますが、地域子ども・子育て支援事業の市域全体の見込み量については、ニーズ調査の結果や本市の実績を踏まえた数値とさせていただいたところですが、これらの事業のうち、子どもやその保護者の身近な場所で子育て支援に関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整を行う利用者支援事業や、つどいの広場での地域子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、保育所での一時保育や幼稚園での在園児を対象とした預かり保育などの一時預かり事業の4つの事業については、より地域に密着したサービスとして目標設定することが望ましいと考えられるため、市域全体だけでなく圏域ごとに見込み量を設定してはどうかと考えております。

圏域別の見込み量の積算については、アンケート結果を踏まえ圏域別の割合を求め、全体に対する比率により設定してはどうかと考えておまして、この方法により得られた数値については、6ページのとおりとなっております。

また、その他の事業については、圏域ごとに対応するよりも、市域全体として整備し対応することが望ましいため、市域全体のみ目標設定としてはどうかと考えております。

続いて、7ページをご覧ください。

0歳児の保育の見込みについては、当初国から示されていた手法で算出すると、実態よりもかなり高い見込みとなるということで、本市でも課題となっていました。多くの市で同様の課題が出てきたことから、7月10日付で、国から実態に近い見込み量を算出する方法として、一時預かり事業や病児・病後児保育事業の算出方法とともに示されたところです。

本市においては、0歳時の見込み量については、育児休業を考慮した積算を独自に行い実態に見合った見込み量を算出し、一時預かり事業や病児・病後児保育事業についても、これまでの実績を踏まえた数値を採用していますが、今回、新たに国から示された積算方法による数値と本市の積算方法により算出した数値のどちらの数値を採用するかご意見を頂きたいと考えます。

まず、8ページの<0歳児保育の見込み量>についての比較であります。当初国から示された標準的な算出方法により得られた希望率は42.7%となりましたが、標準的な算出による数値から1年以上の育児休業取得者の控除などを行い、希望率を31.5%に補正し算出しましたが、今回示された新たな算出方法では、育児休業の取得や取得意向を考慮し、希望率25.5%となり、本市の25年度10月時点の0歳児の入園希望者18.4%に、より近い希望率となり、100人少ない見込みとなります。

そのため、より実態にあった見込み量となるよう新たな手法による数値を採用してはどうかと考えています。

次に、一時預かりの見込み量について、実態に近い見込み量の算出方法として、保育所での一時預かりの対象家庭の類型を全ての家庭から専業主婦やパート家庭などに限定する方法が示されたため、これらの手法による量と本市の見込み量を比較しましたが、

資料のとおり、本市の実績ベースの見込み量よりもかなり多い量となっています。そのため、事務局としては、実態を踏まえた現行の見込み量を採用してはどうかと考えます。

次に、資料1の10ページの病児・病後児保育事業についても、利用意向日数を現在の平均利用日数で算出することが示され算出したところ、資料のような数値となりましたが、現行の見込み量に近い数値となったことから、現行の見込み量を採用してはどうかと考えます。

以上、簡単ではございますが、案件（1）の説明とさせていただきます。

座長

地域子ども・子育て支援事業は13事業ありますが、そのうち利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業については、地域に非常に密着したサービスのため、区域別に見込み量を算出し、その他は全体で見込み量を算出することが示されました。0歳児保育の量の見込みについては、国の当初の標準的な算出によると、量の見込みが膨らみ実態と乖離しているということが、様々な市町村から国に上がってきたと思います。そのため、内閣府から7月10日付で、実態に即した算出方法が示されました。資料の8ページにあるように、当初の国の標準的な算出方法では42.7%だったものが、新たな算出方法によると25.5%になっており、八尾市の平成25年10月時点の0歳児の入園希望者が18.5%であり、実態に近づいたと思います。当初八尾市で検討していた31.5%と、国の新たな算出方法による25.5%のどちらを採用するかについて、ご意見をいただきたいと思います。

一時預かり事業と病児保育事業の見込み量についても、新たな算出方法に基づいて計算し直していますが、現行の見込み量を元に検討してはどうかという案です。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員

見込み量に対応するための場所や人員を確保することになりますが、国の新たな算出方法によって当初より0歳児の見込量が減る分を、1歳児、2歳児で増やすことはできるのですか。

座長

当初、国の標準的な算出方法で42.7%としましたが、現在の八尾市の実状と比べると非常に乖離が大きかったことから、より実態に近い31.5%としました。他の市町村でも、0歳児保育のニーズが実態とかけ離れた数値が出たため国から修正方法が示され、それに基づいて算出したものが25.5%です。実数では、国の基準が平成27年は836人、本会議で検討したものが600人、国の新たな算出方法では500人と、100人ずつ減っています。0歳児が下がる分、1歳児、2歳児に回すことができるのかというご質問です。

委員

現状としては、平成 26 年 4 月 1 日時点で、0 歳児の待機は 1 人、保留は 57 人です。前年度の待機状況から今年度 290 人の枠を拡大しましたが、それによって平成 26 年 4 月 1 日時点で 5 つの保育園が定員割れしています。1 つの施設で 0 歳児が定員に満たない場合に、3 歳児の希望が多ければ、その分を 0 歳児の定員で取ることを行いましたが、それでも定員割れしています。

座長

育児休業がどのくらい取得できるのかとも関連すると思います。国が育児休業の取得を勧めているように、0 歳児保育は他で吸収できる要素があります。0 歳児は配置基準も高いため、リスクもあります。

委員

0 歳児が少なくなるから、次が大変ということではないと思います。アンケートの数値も大事ですが、実際の数値に見合ったものを作らなければ、施設を作っても、必要なところに必要なものがないというような適正配置ができなくなります。もし適正配置ができないうなら、通園バスの運行や人口が増えるような施策が必要だと思います。一時、特別養護老人ホームが増えたように、単に施設を作るだけにならないようにしていただきたいです。

待機の状況を調べたところ、どの地域でも待機がでています。

現在八尾市では、日中 4 時間以上かつ週 1 日以上 of 居宅外の労働をしている、又は居宅外労働の就労予定がある、又は通学をしているというものを待機のカウントとしています。今回国が示す 1 か月 48 時間から 64 時間とすれば、待機の数値も変わってくるのではないのでしょうか。

委員

現在、48 時間以下の人も待機に入っているのですか。

事務局

1 日 4 時間で月の合計が 16 時間というものも、入所できなければ待機としてカウントしています。

委員

今後は、月 48 時間以上で考えていかなければならないのですね。

委員

新制度では最低ラインが 48 時間から 64 時間となっているため、八尾市がどちらを選ぶ

かによっては、新制度に移行する時点で八尾市として見直しが必要になることも考えられます。

事務局

ただ今ご指摘があった新たな基準である 48 時間から 64 時間を、どのように考えるかは、後ほどお示しします。現行の八尾市の待機要件は、「週 1 日、4 時間以上」としており、就労内定者も待機にしていますが、新たな基準でも、就労内定者も待機になります。保育を希望するすべての人にできるだけ保育を提供できる形にしていきたいと考えており、そのような中で見込み量の検討を行っています。

委員からご意見のあった、見込み量で 0 歳児の絞り込んだ分を 1 歳児・2 歳児に回すという考え方ですが、年齢毎に保育を希望するニーズ量により算出しているため、0 歳児を減らした分を 1 歳児、2 歳児に振り分けることはできません。0 歳児の、現行の希望率は 20% 未満です。そのため、今回新たに国が示した方法により算出した 25% 程度の数値が妥当ではないかということをご提案しています。

委員

新制度では、パート、夜間、在宅、長期入院の親族の介護や看護、起業準備、就職活動、就学、虐待や DV の恐れ、育休中の継続利用など保育を利用できる要件をかなり広げていきます。預けたいと思えばだれでも預けられるような印象ですし、実態に合ったものになればよいと思います。25.5% でも 18.4% からみればかなり余裕があるため、それでよいと思います。

座長

様々な要素が絡み合っているため、圏域別見込み量だけでなく、確保方策の説明の後に引き続き議論したいと思います。

案件（2）教育・保育給付等の確保方策の検討について

座長

案件（2）について事務局から説明をお願いします。

事務局

はじめに、1 ページの「教育・保育給付の認定区分ごとの確保方策」でございますが、各認定区分の見込みについては、資料に記載のような種類の施設を活用し、確保することが考えられます。

本日の資料では、6 月中旬から 7 月中旬までの間実施した保育所や幼稚園への意向調査における状況の速報値として、それぞれ参考に記載させていただいております。

本日は、具体的な人数などをお示しできませんが、これらの施設のご意向を踏まえつつ、圏域ごとの施設の種類や量などを後日改めてお示しいたします。

また、0歳から2歳の3号認定の確保方策として、保育所、認定こども園のほか、地域型保育給付の活用がありますが、前回の全体会議での委員の皆様のご意見を踏まえ、これらの活用については、認可保育所並の基準を設け実施する小規模保育事業のA型のみ活用したいと考えております。

次に、2ページから4ページ、地域子ども・子育て支援事業の確保方策でございますが、それぞれ事業概要や確保方策の方向性の案、事業量の欄には市域全体で見込むのか圏域でも見込むのかを記載しています。

(地域子ども・子育て支援事業の確保方策について説明)

座長

ご意見、ご質問はありませんか。

委員

地域子育て支援事業についてです。月1回つどいの広場に参加していますが、八尾市で土曜に開催しているのは2か所のみです。つどいの広場によって開催している時間が異なりますが、市として統一していないのですか。

事務局

現在、つどいの広場と公立が担っている地域子育て支援センターを合わせて各中学校区に配置しており、つどいの広場だけで12か所あります。開催する曜日や時間は週3回、1日5時間以上という規定はありますが、各団体に委ねており、市として統一はしていません。実際は、ほとんどの園で月曜から金曜までの開催となっています。

委員

父親にもつどいの広場に参加してほしいと思いますが、ある程度近くになれば行きにくく、土曜に開催していなければ参加は難しいです。圏域内の持ち回りでもよいので、土曜に開催するなどを考慮してほしいと思います。

座長

つどいの広場の連絡会などはないのですか。

委員

正式な形での連絡会はありませんが、自主的に情報交換を行う交流会については、子育て支援の担当課の人も参加して年に3回くらい開催しています。他に、市が招集する代表

者会議もあり、われわれも参加して研修会や学習会などを行っています。

座長

そのような場で埋もれているニーズなどを教えていただければありがたいです。

委員

待機児童が0～2歳という3号認定の子どもについてですが、平成26年2月13日にいただいた資料では、市立幼稚園が274人の定員割れを起こしています。市立幼稚園は全部で19園と、かなりの数があり、近くにある学校法人や法人が分園方式で、市立幼稚園を活用して0～2歳の保育を行ってはどうかと思います。分園方式であれば、調理室を設置する必要がなく、そこに食事を運ぶことで対応できますし、基金を優先して整備することも言われています。時間の問題も、時間を区切って、法人が責任もって施設することで対応できると思います。

委員

市議会だよりを読んだのですが、「園児数が減少している公立幼稚園において、低年齢児の待機児の受入をどうすべきか」という質問に対して、「低年齢児に特化した対策としては、民間保育園の分園など保育枠の拡大に積極的に取り組む考えである。尚、公立幼稚園を緊急的に保育所分園として活用することについても、選択肢の一つとして考えているが、駐車場スペースの確保など施設整備上の課題も多く、慎重に検討していきたい」と答えております。

事務局

6月議会で答弁を行いました。駐車場スペース、保育園と幼稚園の運営時間の違いなどの問題を検討しながら、待機児童解消の選択肢の一つとして考えていきます。

座長

確保方策の検討は、そのような点について議論を行いたいと思います。地域型保育事業の小規模保育事業については、A型のみ活用する提案がありますが、まず、この点について、皆様のご意見を伺いたいと思います。この部分を急いでいるのは、八尾市が作る基準や条例に関わるからです。

委員

先日の全体会議で、地域型保育事業は反対の意見が出ていたにも関わらず、ここでも提案されています。この会議で了承すれば、再度全体会議で提示されるのですか。

事務局

先日の全体会議では、資料3-1参考資料「認可保育所と小規模保育事業との違い」に基づいて、ご意見を伺い、主な意見は、認可保育所と同等の基準にすることが適切だというものでした。その中で、小規模保育事業のA型は認可保育所と同等ととらえられていると考えられるため、今回、A型のみを活用することを提案しました。本日承認いただければ次回の全体会議でも、お諮りしたいと思っています。

座長

ここで一旦整理します。

今後の見込み量については、0歳児は保育を要するすべての子どもを受け入れる態勢を整えられるのかどうかというご意見がありました。保育の認定基準についてのご意見もありました。確保方策の中では、事務局から、小規模保育事業のA型のみで整備すること、具体的な確保方策や数値は、次回の会議で方向性について議論するという説明がありました。それに対して、そもそも小規模保育事業を整備するのかというご意見がありました。

委員

小規模保育事業のA型は、既存の認可外保育所の中から基準に合うものを選ぶという形にするのですか。

事務局

小規模保育事業のA型は、既存の認可外保育所からだけではなく、保育所が小規模保育事業を行うなど様々なパターンがあります。本日、小規模保育事業のA型も活用の視野に入ればよいという判断をいただければ、整備手法を検討します。

委員

小規模保育事業を行うのかどうかということの整理がありましたが、前回の会議では、「小規模保育事業をするのであればA型で」という話だったと思います。本日の話の中にあつた、八尾市内の保育園が定員割れしているということ、平成27年度をピークに人口が減少することを考えると、飽和状態になるのではないかと思います。また、一時預かり保育をどのように進めるかによっても、変わってくると思います。例えば、現在保育所や幼稚園で一時預かりを行っていますが、内閣府の資料によると、今後認定こども園になったときには、市から一時預かりを委託されることも考えられます。

座長

小規模保育事業のメリット、デメリットがあると思います。少子化の傾向があり、保護者は0～2歳児はできるだけ近いところで預けたいと思っているため、地域にそのような

設備があればよいと思います。ただし、0～2歳児はリスクも大きいので、設備や人員配置を十分考慮する必要があります。

委員

0～2歳児は、初めての子どもであれば、自宅に近いところより仕事の場所に近いところを選ばれます。また、きょうだいがいる場合は、何か所も園を回るのは負担になるため、きょうだいを同じ園に入りたいという希望がかなり多いです。現場では、仕事の場所に近いところ、または祖父母の家に近いところを希望する声をよく聞きます。

委員

八尾市内には分園をもっている保育園もありますが、今後、分園を増やす考えはありますか。

事務局

昨年度は290人を増員しましたが、結果的には、0～2歳児に偏って48人の待機児が出ており、これを解消することが最大の課題だと考えています。現在、確保方策について検討いただいておりますが、それとは別に、既存法人での分園の設置、増築、定員増や、既存施設での受入枠の増加など、今年11月から始まる来年度の募集に向けて、各施設と人数調整を行っています。

平成21年に児童福祉審議会に答申いただいておりますが、八尾市の保育については、「認可施設を基本として待機児童を解消すること」が現在の方針になっています。今回、小規模保育事業のA型を提案していますが、待機児童解消の基本は認可施設での対応であることには変わりありません。ただし、現行の認可施設は定員が20人以上のため、今後、より細かい対応が必要になった場合、より少ない定員である小規模保育事業のA型が、現状の認可基準とほとんど変わらないため、活用しやすいということで提案しています。

委員

ほとんどの部分が問題になるのではないかと考えています。小さい子どもなので、事故があり得ることも理解されていると思います。八尾市が、それを作るのであれば、認可施設と絶対同じ条件という前提で行わなければ、責任の所在が分かりにくくなると思います。

座長

非常に大事なご指摘だと思います。地域型保育事業の小規模保育事業は、条例を定める必要があります。各種基準の説明を行ったうえで議論を行いたいと思います。

案件（３）子ども・子育て支援新制度における各種基準等について

座長

案件（３）について事務局から説明をお願いします。

事務局

はじめに、資料３－１については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令、八尾市の条例案、市の考え方をまとめたものとなっています。

家庭的保育事業など地域型給付に位置づけられる事業については、案件（２）でもご説明したとおり、認可保育所並の基準が示されている小規模保育事業のＡ型のみを活用を想定しており、子ども・子育て支援事業計画における確保方策の中で、その考え方を示し、事業計画に基づき、事業を実施していきたいと考えているため、基準については、国基準を市の基準としたいと考えております。

なお、条例の各条文については、このような考え方にに基づき、省令における条文とおおむね同じ内容としていますが、一部、わかりやすい表現となるよう、省令の趣旨や目的等を損なわない程度に文言を変更しております。また、４ページの条例案第７条、７ページの第１７条、１７ページの第３８条については、政令における離島に関する規定は削除しております。

次に、３－２については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、いわゆる認可施設事業者が事業を実施する際に市が確認を行うための基準について、まとめたものとなっています。

これらの基準については、新たに生じる確認事務に関する基準であるため、国基準を市の基準としたいと考えております。

また、家庭的保育等の基準条例と同様、一部、わかりやすい表現となるよう、省令の趣旨や目的等を損なわない程度に文言を変更するとともに、１７ページの条例案第４２条については、政令における離島に関する規定は削除しております。

次に、資料３－３については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、まとめたものとなっています。

これらの基準については、前回の会議において設備基準、１室あたりの児童数などについて本市の実態と相違する点があるというご説明させていただきましたが、子ども・子育て支援新制度の事業として、新たな基準を満たすため、環境づくりに努める必要があるため、国基準を市の基準としたいと考えておりますが、３ページの条例案第１０条と第１１条について、８ページの附則の中で経過措置を設けたいと考えております。

以上、本日は、３つの条例についての本市の案と考え方に対して、ご意見をいただきたいと考えますのでよろしく願いいたします。

座長

現在、待機児童のカウントは、「日中において月 16 時間以上の就労」を条件にしているということでしたが、64 時間以上の就労に上げると、どのくらい差が出ますか。

事務局

16 時間から 64 時間に変更しますが、現在入所している人は、経過措置としてそのまま入所できることとなっています。現在の集計で、64 時間未満の対象者は 78 人です。

座長

その 78 人が保育所から外れてしまいますが、他のサービスで十分対応することができるのですか。

事務局

現在入所している人は、経過措置としてそのまま入所できます。ただし、今後は、求職活動中の人も対象となることから、64 時間以上の就労を希望する人も入所の対象になります。また、求職活動をしない人は、一時預かりの利用も考えられます。

現在の一時預かりはリフレッシュや育児疲れなどで利用することが多いと思いますが、今回の制度では、時間が明確な条件となっており、64 時間に満たない人は、一時保育を利用することになります。

委員

放課後児童室を利用するものにとっては、基準を決めるのに、今後も、現状の枠を下回らないようにしていただきたいです。

座長

本日の議論を、再度整理します。本日事務局として、皆様から意見をいただきたいのは、見込み量、確保方策、各種基準です。そのうち見込み量については、保育を要する子どもをすべて受け入れる態勢を整えていただきたいというご意見をベースに考えることになると思います。特に 0 歳児保育が課題です。

0 歳児保育の確保方策や基準にも関わるものとして、小規模保育施設のメリット、デメリットを整理する必要があると感じている委員の方がおられるように思います。A 型は国の基準としては、もっともしっかりしたものですが、まずは、小規模保育施設のメリット、デメリットを整理する必要があると思います。

その前に、八尾市で現在展開している保育所や子ども園で、0 歳児をすべて吸収できるかどうかを押さえることが必要で、そのうえで不足する分を補うものとして、小規模保育施設という考えが出てくるかどうかだと思います。

0歳児保育の見込み量は、算出方法によって42.7% 31.5% 25.5%と変わりますが、八尾市の現状を踏まえると、新たに国が示した算出方法が妥当だというご意見をいただきました。ただし、0～2歳児を現在の態勢ですべて吸収できるのか、小規模保育事業も検討しなければならないのかについても算出方法にかかっており、この3つがすべてに関わってくるというのが私の印象です。

各種基準について、残りの時間でご意見をいただきたいと思います。地域子育て支援事業の国の13事業のうち、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業については、区域ごとに見込み量を設定することになっています。それ以外は全市で設定します。これについて、ご意見やご質問はありませんか。

委員

一時預かり事業の区域ごとの見込み量は、利用する人の性質にもよるため、全体で設定してもよいのではないかと思います。保育所の待機児童となっても就労しなければならない人は、家の近くより、仕事に行く途中や、祖父母の家の近くを希望することもあります。区域ごとに見込み量を設定した場合、実際の利用が、見込み量より多くなることもあるのではないかと思います。

事務局

今回はあくまでも提案として示していますので、ただいまのご意見を踏まえて検討したいと思います。

委員

私立幼稚園は、バスをもっているところが多く、バスをもつ幼稚園が一時預かりを行う場合は、区域外や八尾市外の人を預かることも考えられます。保育所では、出産のために他市から来て一時預かりを利用するケースも多いです。そのため、地域ではくりにくいと思います。

座長

就労時間の基準が変わることで、一時預かり事業は大事になってきます。私は、区域ごとにきめ細やかに考えたほうがよいのではないと思いますが、弾力的に考えることが必要だというご意見でした。

委員

条例案のスケジュールを確認したいと思います。基準の検討の最終はいつになりますか。

事務局

9月の議会を考えています。9月の議会上程のためには、次回の全体会議で最終的に方向付けを行うことが必要です。委員の皆様からいただいた意見とそれに対する考え方は、次回の会議の際に提示させていただきます。

座長

次回の全体会議では、部会の議論内容を示す必要があります。

地域子育て支援事業の区域に関しては、一時預かり事業の見込み量は、区域ごとではなく弾力的に考える余地が必要というご意見がありました。特に、保育の必要性の考え方がかわることから、ニーズを漏らさないよう慎重に行うべきというご意見がありました。

0歳児の算出方法については、国の新たな算出方法が妥当というご意見が多いのですが、それに連動する課題として、現在の園で対応できるか、小規模保育施設を整備するかどうかなどがあります。

他にご意見、ご質問はありませんか。

委員

子ども・子育て支援新制度のパンフレットの件は、その後、どのようになっていますか。

事務局

前回の会議でお示したパンフレットについては、その後、保育所、幼稚園などの関係者にご意見をいただき修正しているところです。8月半ばを目途に市民への配布を考えています。部会是一部の委員しかおられないため、8月7日の全体会議では修正後の案を配布させていただきます。

座長

それでは本日の案件は以上となります。では最後に事務局から次回以降の説明と閉会の挨拶がありますのでお願いいたします。

閉会

こども政策課長

次回会議以降についての事務連絡

閉会挨拶